

総論

基本的人権と向き合う

1. 異文化で生まれた基本的人権 —自律した個人の「暮らし」と憲法—
田村 理

2. 当たり前だからこそ学んでおきたい基本的人権
—明日の自由を守る若手弁護士の会 (あすわか) メンバーからのメッセージ—
諸富 健

第二次世界大戦後に日本国憲法が制定され、さまざまな基本的人権の尊重が明記されて以降、「当たり前」のように基本的人権を享受している日々が続いているのではないのでしょうか。しかし、昨今の社会情勢のなかで基本的人権が本当に尊重されているのだろうか、と疑問を抱くことが徐々に増えてきているように感じられます。基本的人権の場合、失ってはじめてその重要性に気づくという状況は避けたいものです。

日本国憲法改正案が出てきている中、「当たり前」だからこそ、基本的人権は何なのか、日本国憲法で保障されているからこそ守られていることにはどのようなことがあるのか、など基本的人権の尊重について、今一度学ぶ機会を提供したいという思いから、今回は日本国憲法の基本的人権について取り上げることとしました。

総論ではお二人の専門家の方にご協力いただきました。憲法学、フランス憲法史をご専門にされている田村理先生からは、フランスの憲法もふまえて憲法における基本的人権について、フランスよりご寄稿いただきました。そして実務家の視点から、弁護士であり「明日の自由を

守る若手弁護士の会」の発起人の一人である諸富健先生にはインタビューさせていただき、弁護士から見る基本的人権についてや、立憲主義や民主主義の重要性を多くの国民に伝えていきたいというお話をさせていただきました。

日本国憲法では憲法を守らねばならないのは国民ではなく権力者であると考えられています (99 条)。他の法律とは違い、憲法は権力者による独裁から国民を守るための最高法規とされています。また 97 条には「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と書かれています。しかし同時に「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と 12 条にも書かれているように、国民一人ひとりが憲法を学び基本的人権を将来世代に伝えていく必要があります。

そのためにも今回の企画が基本的人権を学ぶきっかけになれば幸いです。

(青木 美紗)